

京都市告示第 577 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から変更、廃止、休止及び再開の届出がありました。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

介護機関所在地変更

サービスの種類	名 称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
訪問介護	(社) 信和会ヘル パーテーション くるみ	東山区東山区西橋 町480番地の1 立川ビル201号	東山区東山区今熊 野榊ノ森町7番地 の14	平成17年5月1日
居宅療養管 理指導	(医) 榊齒科医院	伏見区下鳥羽柳長 町64番地	伏見区下鳥羽南柳 長町124番地	平成18年1月21日
居宅介護支 援事業者	(社) 信和会訪問 看護ステーション どんぐり	東山区東山区西橋 町480番地の1 立川ビル201号	東山区東山区今熊 野榊ノ森町7番地 の14	平成17年5月1日

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
居宅療養管理指導	荒木医院	伏見区深草大亀谷内膳町13番地	平成18年2月4日
居宅療養管理指導	マサハル出町柳デンタルクリニック	左京区田中関田町22番地の75 ルミエール出町柳1階	平成17年12月31日
居宅療養管理指導	森歯科医院	伏見区小栗栖南後藤町6番地	平成17年6月18日

介護機関休止

サービスの種類	名 称	所 在 地	休止年月日
居宅療養管理指導	人見医院	北区等持院南町60番地	平成18年1月24日
居宅療養管理指導	稲垣医院	南区東九条北烏丸町11番地	平成18年1月27日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)